

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う 市営住宅の一時避難住戸の提供について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされている方を対象に、豊中市営住宅の空家を一時的にご提供します。

■申込要件等

申込資格	次の（１）から（３）すべてに該当する方 （１）緊急事態宣言日（令和２年４月７日。以下「基準日」という。） 以前から継続して、次のいずれかに該当する方 ア 豊中市内に住所がある方 イ 豊中市内に勤務先がある方 ウ 豊中市内に自営業拠点がある方 （２）基準日以降に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方で、次のいずれかに該当する方 ア 基準日以降に、基準日前から勤めていた勤務先を解雇又は雇い止めされた方（見込みを含む） イ 基準日以降に、基準日前から営んでいた事業を廃業又は休業した方（見込みを含む） ウ 基準日以降の世帯収入が基準日前と比較して１／２以下に減少し、かつ 158,000 円以下となった方 （３）申込者及び同居しようとする方が暴力団員でないこと ※ 一時避難開始後、申込内容に虚偽の事実等があり申込資格に適合しないことが判明した場合、住宅の即時返還を求めるときがあります。
受付期間	令和２年（2020年）10月12日（月）から令和３年（2021年）3月31日（水）まで
一時避難予定者の決定	<u>先着順</u>
募集住戸	市営西谷住宅（豊中市東豊中町５丁目６～20番） ４戸（2DK） ※ 募集住戸の階層は、４～５階となります。 ※ エレベーターはありません。 ※ 提供住戸は市が決定します。
一時避難開始日	一時避難手続きが完了した日から、約一週間後（別途案内します。）
家賃・敷金	家賃：月 4,000 円（一時避難開始日の属する月は免除） 敷金：免除
共益費	自己負担（共用部分を管理する自治会に直接お支払いください。）
光熱水費等	自己負担（一時避難開始後、ご自身で開栓手続きを行ってください。）

住戸提供終了日 一時避難開始日の属する月の翌月を起算月とし、6ヶ月目の末日
(例：一時避難開始日が令和2年10月20日の場合、令和3年4月30日)

原状回復 住戸返還時、一時避難者が原因の汚損・損傷箇所がある場合、修繕費用の実費全額を負担いただきます。

■申込方法

申込者又は代理人が、直接来庁してください。

窓口で「一時避難住宅申込書兼申立書」に必要事項を記入のうえ、下記の必要書類を提出していただきます。

【必要書類】

- (1) 住民票の写し（申込者及び同居される方全員分）
- (2) 来庁された方の本人確認ができるもの（自動車運転免許証等）
- (3) 代理人の方が来庁される場合は、申込者の委任状
- (4) 住宅の退去を余儀なくされていることがわかるもの（退去通知書、賃貸借契約書等）
- (5) 申込資格（2）ア～ウの各区分に応じた書類
 - アに該当する方
基準日以降に解雇又は雇い止めされたことがわかるもの（離職票、見込みの場合は解雇通知書等）
 - イに該当する方
基準日以降に廃業又は休業したことがわかるもの（官公署への届出書類等）
 - ウに該当する方
基準日前後の給与明細書（3月分と4月以降分、1部ずつ）
- (6) その他必要と認められる書類

■注意事項

1. 現に豊中市営住宅の入居者及び同居者は、申込みできません。
2. 一時避難予定者となった際には、別途一時使用許可申込手続きをしていただきます。
3. 同居しようとする方は、申込者が住宅退去前に同居していた方に限ります。
4. 住戸内のクリーニング等はいりません。一時避難開始時及び一時避難中の住戸内の清掃等は、申込者ご自身で行ってください。
5. 住戸内の補修等は、原則行いません。
6. 電気、ガス、水道の開栓等の手続きは、申込者ご自身で行ってください。
7. 自治会に対して、共益費をお支払いください。
8. 一時避難中は、他の入居者と同様に住宅内のルールを守り、他人に迷惑をかけるような行為はしないでください。
9. 犬や猫等、近隣に迷惑となり得るペットの飼育（餌付け含む）はできません。

■申込み・問合せ先

豊中市営住宅募集・管理センター（豊中市役所第二庁舎5階）

（〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 阪急宝塚線岡町駅から東へ約600m）

電話：06-6858-2395